

特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（案）に関する意見公募の結果について

令和5年4月28日
内閣府政策統括官
（経済安全保障担当）

内閣府では、特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第三十六条第一項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（案）について御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

記

1. 意見募集期間

令和5年2月11日（土）から令和5年3月12日（日）まで

2. 意見提出方法

インターネット上の意見募集フォーム、郵送

3. 寄せられた御意見数

128件

※ インターネット上の意見募集フォーム及び郵便を通じて合計19者から御意見の送付があり、その中に記された御意見の数を算出したものです。

4. 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

※ 御意見は取りまとめの都合上、適宜要約しています。